

第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画

令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)

札幌市

目 次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
ポイント① 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について	3
ポイント② 計画策定に関連する国の動きについて	3
第2章 子どもの権利に関する現状	6
1 第1次計画策定から現在までの状況	6
(1)第1次計画から第2次計画	6
(2)成果指標等の推移	6
2 前計画(第3次計画)の実施状況	7
(1)成果指標の状況	7
(2)主な取組結果	7
(3)前計画の総括	9
3 子どもの権利に関する現状(子どもに関する実態・意識調査結果等から)	10
■子どもの意識(自己肯定感等)	10
■子どもの権利の普及・啓発	11
■子どもの権利の保障	12
■子どもの参加・体験機会・意見表明	13
■子どもが希望する札幌市の将来像	14
■子どもの悩みや困りごとの相談相手	15
■子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)	16
■児童相談所における相談業務の状況	17
4 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性	18
コラム 子どもが考える未来のさっぽろ	20
第3章 計画の推進体系	22
1 基本理念	22
2 基本的な方針	23
3 基本目標	23
4 成果指標等	24
(1)成果指標	24
(2)活動指標	24

第4章 具体的な施策の展開	25
基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実	26
1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組	26
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	32
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	35
4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組	38
基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実	41
1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実	41
2 学齢期・思春期における環境の充実	42
3 青年期における環境の充実	44
第5章 計画の推進と進行管理	45
参考資料	46
1 子どもの意見反映の取組について	46
(1)子どもからの提案・意見募集ハガキ	46
(2)子ども議会	46
(3)ユニセフ・札幌ラブウォーク	48
2 札幌市子どもに関する実態・意識調査について	49
3 札幌市子どもの権利委員会について	50

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を制定し、平成21年(2009年)4月に施行しました。

権利条例では、子ども¹一人一人が毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことができるように、子どもにとって大切な権利を定めるとともに、その保障のために家庭や子どもが育ち学ぶ施設(学校など)、地域、札幌市などが協力して、子どもにやさしいまちづくりを進めることとしています。

令和4年(2022年)には、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」が制定され、令和5年(2023年)には、こども家庭庁が発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」が発出されました。

この計画は、こども大綱を勘案し、こうした権利条例の理念の普及を目指して、子どもの権利への理解や子どもの参加の促進、権利侵害からの救済など、子どもの権利の保障に向けた具体的な取組を総合的かつ計画的に進めていくために策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、権利条例第46条に基づき、子どもの権利の保障を進めるための「総合的な推進計画」として、これまでの第1次計画(策定:平成22年度(2010年度)、計画期間:平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度))及び第2次計画(策定:平成26年度(2014年度)、計画期間:平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))、第3次計画(策定:令和元年度(2019年度)、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))を引き継ぐ第4次計画として、策定します。

なお、本計画は第2次計画から、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「さっぽろ子ども未来プラン」の中に含まれています。

本計画は札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度))」の方向性に沿っています。また、同ビジョンの中期実施計画として令和5年度(2023年度)に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023」、更には、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ])(以下、「SDGs」という。)の視点も意識し本計画を推進していきます。

¹ 【子ども】権利条例では18歳未満(高校生を含む)を「子ども」としています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<持続可能な開発目標(SDGs)」の視点と本計画との関わりについて>

令和12年(2030年)までの国際目標として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に当たっては、国だけではなく、企業や自治体、市民団体など全ての主体の参加が必要です。その中でも自治体が定める個別計画は、市役所はもとより、市民・企業・関係団体が共有するべきものであり、計画の策定や改定に当たり、SDGsの視点や趣旨を反映させる必要があります。

本計画に掲げる各基本目標に紐づく各基本施策については、SDGsに定める目標(ゴール)とも関係しており、様々な主体との連携により、計画に掲げる取組を推進していき、基本目標の達成を目指す中で、各ゴールの達成にも寄与していきたいと考えています。

3 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

ポイント① 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について

-すべての子どもは、未来と世界へと羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です-

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成21年(2009年)4月施行

子どもの権利とは

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切にし、保障を進めることを宣言しています。

この条例では、子どもにとって大切な権利と、それを保障するための大人の役割や、札幌市の取組について定めています。

大切にしたい4つの権利

権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

安心して生きる権利(第8条)

愛情を持って育まれ、
いじめや虐待から守られること

自分らしく生きる権利(第9条)

個性を尊重され、
自由に思いや考えを表現すること

豊かに育つ権利(第10条)

学び、遊び、休息し、様々な経験して
豊かに育つこと

参加する権利(第11条)

自分に関わることに参加し、
意見を表明すること



ポイント② 計画策定に関連する国の動きについて

※ここでは、国の表記に従い、「こども」と表記します。

○こども基本法(令和5年(2023年)4月1日施行)

- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。
- こども基本法では、こども施策を決めるうえで、以下の6つの基本理念を定めています。
 - 1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - 2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
 - 4 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
- また、国及び地方公共団体に対して、こども・若者の意見を聴きながらこども施策を進めていくよう求めています。

○こども大綱(令和5年(2023年)12月22日発出)

- こども大綱は、こども基本法に基づき作られており、これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱を1つにまとめ、少子化の背景にある経済的な不安定さ等の課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決、子どもの貧困への対策等、幅広いこども施策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定されました。
- こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、この「こどもまんなか社会」が実現することで、こどもや若者が自分の希望や能力をいかし、結婚や出産も含めた自らの願いを叶えることができるとしています。また、その結果として、少子化対策や未来を担う人材を社会で育てることにつながり、社会経済の持続可能性を高め、子ども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての人を幸せにするとしています。

■ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども大綱では以下の6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。

- 1 こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る。
- 2 こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める。
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する。
- 4 成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるように取り組む。
- 6 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ また、「こどもまんなか社会」を実現するためには、全てのライフステージで共通する課題や、特定のライフステージ²に応じた課題、及び子育て当事者の支援を念頭に置き、各施策に取り組むことが必要と述べています。

ライフステージを通じて重要な課題として、こどもが権利の主体であることを周知し、多様な遊びや体験と活躍の機会をつくり、連続的に保健や医療を提供することに加え、こどもの貧困の解消、障がい児支援・医療的ケア児³等への支援、児童虐待の防止対策と社会的養護⁴の推進及びヤングケアラー⁵への支援、自殺や犯罪などからこどもを守る取組を挙げています。

次に、こどもの誕生前から幼児期では、妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保や子どもの成長の保障などについて、学童期及び思春期では、質の高い公教育や居場所⁶づくり、いじめ防止などについて、青年期では就労・結婚の支援に加えて、若者や家族が抱える悩みへの相談体制整備などについて、三つのライフステージの各段階における取組を挙げています。

最後に、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、健康で自己肯定感⁷とゆとりをもってこどもに向きあえることが、こどもの健康や成長には欠かせないということを踏まえ、子育てにかかる経済的負担の軽減や、地域や家庭での子育てと教育の支援、共働き・共育てに向けた取り組みやひとり親家庭への支援について述べています。

² 【特定のライフステージ】「こども大綱」では、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示すこととしている。

³ 【医療的ケア児】日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を恒常的に受けることが不可欠である児童。

⁴ 【社会的養護】家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てるとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

⁵ 【ヤングケアラー】家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。。

⁶ 【居場所】「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得ることから、居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るとしている。

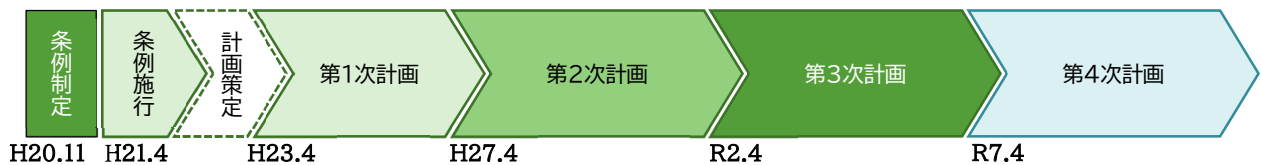
⁷ 【自己肯定感】自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情など。

第2章 子どもの権利に関する現状

1 第1次計画策定から現在までの状況

この計画では、第1次計画(策定:平成22年度(2010年度)、計画期間:平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度))及び第2次計画(策定:平成26年度(2014年度)、計画期間:平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))、第3次計画(策定:令和元年度(2019年度)、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))を策定し、各基本理念のもと、施策に取り組んできました。

計画の実施状況については、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を行ってきました。また、札幌市議会における報告を経て、市民に公表しています。



※第2次計画よりさっぽろ子ども未来プランに包含

(1) 第1次計画から第2次計画

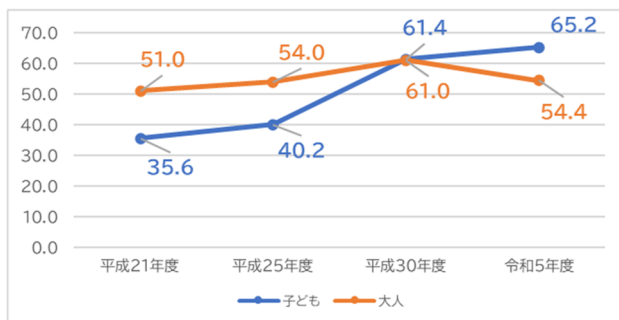
第1次計画及び第2次計画では、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を基本理念とし、「子どもの権利を大切にする意識の向上」「子どもの意見表明・参加の促進」「子どもを受け止め、育む環境づくり」「子どもの権利の侵害からの救済」を基本目標に、各種取組を実施しました。

(2) 成果指標等の推移

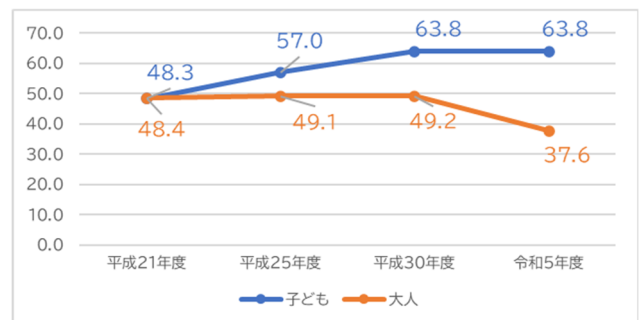
■子どもの権利についての認知度、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合

子どもの権利に関することについては、平成21年度(2009年度)以降、子どもは上昇していますが、大人は横ばいまたは低下しています。

【子どもの権利に関する認知度】



【子どもの権利が大切にされていると思う人の割合】



■自分のことが好きだと思う子どもの割合

平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)にかけて上昇しましたが、令和5年度(2023年度)で低下しています。

【自分のことが好きだと思う子どもの割合】



2 前計画(第3次計画)の実施状況

令和2年(2020年)3月に策定した前計画では、子ども・子育てに関する総合計画「さっぽろ子ども未来プラン」に合わせ、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とし、4つの基本施策に沿って各種取組を進めてきました。

(参考)前計画の施策体系

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

(1)成果指標の状況

指標	対象	平成30年度 (当初値)	令和4年度	5年度	目標値 (6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合※1	子ども	67.4%	67.2%	62.4%	80%
子どもの権利についての認知度※1	子ども	61.4%	70.7%	65.2%	75%
	大人	61.0%	65.7%	54.4%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合※1	子ども	63.8%	61.7%	63.8%	70%
	大人	49.2%	49.6%	37.6%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(目標値は令和5年度)※2	小学生	93.5%	94.1%	94.2%	96%
	中学生	88.1%	89.4%	90.5%	90%
	高校生	87.9%	94.1%	94.2%	90%

※1 平成30年度、令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」(R5:n=1,679)結果。令和4年度は中間年の参考値として実施した「子どもに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

(2)主な取組結果

■ 子どもの権利を大切にする意識の向上

さっぽろ子どもの権利の日⁸事業に加え、子どもの権利普及ポスターやラジオでの広報など、広く市民に向けた子どもの権利の普及・啓発を実施したほか、子どもの権利条例パンフレットを小学4年生、中学1年生に配布したり、令和2年度から新たに乳幼児保護者向けリーフレットを3歳児クラスの保護者に配布したりするなど、子どもや保護者等に対する理解促進の取組を実施しました。

⁸ 【さっぽろ子どもの権利の日】 権利条例では、子どもの権利について市民の意識を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

■ 子どもの参加・意見表明の促進

市政やまちづくり⁹への子どもの参加・意見表明の機会として「子ども議会」や「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施し、その結果を子どもの権利広報紙に掲載し配布することで、市政や地域における子どもの参加や意見表明の取組を促進しました。

■ 子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

子ども食堂¹⁰など子どもの居場所づくり活動や子どもの状況把握、見守りの活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費を一部補助しました。また、いじめ対策・自殺予防事業としてアンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修を充実させたほか、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場を提供するなど、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めました。

■ 子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図ったほか、より多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、無料通信アプリ「LINE」による相談方法を導入し、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進めました。



【子どもの権利 乳幼児保護者向けリーフレット】



【子どもの権利条例絵本「おばけのマールとすてきなまち」】

⁹ 【まちづくり】快適な生活環境の確保、地域社会における安全や安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体。札幌市自治基本条例第2条第2項に規定するまちづくりと同義。

¹⁰ 【子ども食堂】地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。さまざまな体験、学習や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

(3)前計画の総括

平成20年11月の条例制定後、平成22年度に第1次札幌市子どもの権利に関する推進計画を策定し、子どもにやさしいまちに向けて取り組みを進めてきました。前計画期間においても、前述のとおり取り組んできましたが、成果指標が目標値に達していないものがあります。前計画期間中の令和2年頃から、世界的規模で新型コロナウイルス感染が拡大し、社会経済活動が大きく制限されました。これにより、子どもや若者においても様々な体験の機会が失われたり、地域活動が制限されたりするなどの影響がありました。これによって、子どもの権利に触れる機会が減少したことが目標値に達しなかった要因の一つと考えられます。

自己肯定感に関連する項目の一つである「自分のことが好きだと思う子どもの割合」について、この5年間で当初値(平成30年度)に比べて低下しています。一方で、他の関連項目である、「自分という存在を大切に思える」と答えた割合は73.2%、「自分には様々な可能性があると思う」と答えた割合は69.0%など、肯定的な回答割合が高くなっています。

自己肯定感は、関連する、充実感、将来への希望、チャレンジ精神など、総合的に捉える必要があります。いずれも年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものではありませんが、コロナ禍により子どもたちの活動が制限されたことも、数値の変動に影響を及ぼしている可能性もあると考えられます。そのため、子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る必要があるものと考えます。また、挑戦する機会そのものが減少してしまったことで、子ども・若者の意識醸成に影響したものと考えられることから、子ども・若者にとっての多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進め、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に引き続き努める必要があります。

また、「子どもの権利の認知度」については、子どもで上昇している一方、大人で低下しています。更に、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」では、子どもで横ばい、大人の値が減少しています。中でも、大人において「わからない」と答えた割合が大きく増加しています。このため、子どもや保護者はもとより、子どもと関わりのない市民を含め、子どもの権利の広報啓発や理解促進に取り組む、より一層子どもの権利が大切にされる社会を目指す必要があります。

近年、こども基本法の制定やこども家庭庁の発足、こども大綱の発出など、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向かって大きく動きだしており、これまで以上に子ども・若者への支援が求められているところです。また、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難な状況にある若年女性への支援など、前計画策定後、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。更に、地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる職員の育成も重要です。

これらのことを踏まえ、本計画期間においては、こども基本法やこども大綱の理念や考え方を前提としつつ、後述する子どもに関する調査結果も踏まえた札幌市における課題について、取組を着実に進める必要があると考えます。

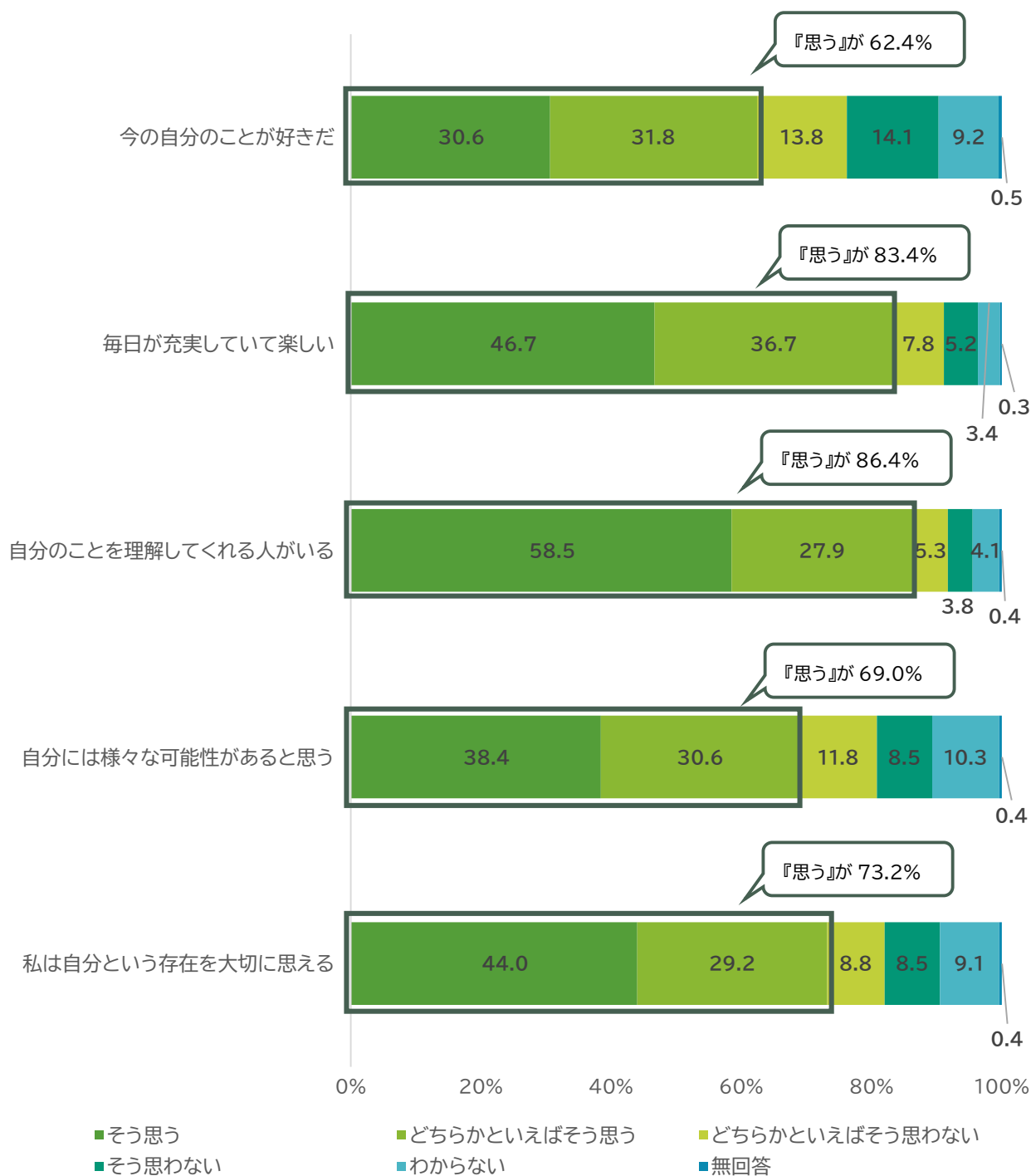
3 子どもの権利に関する現状¹¹(子どもに関する実態・意識調査結果¹²等から)

■子どもの意識(自己肯定感等)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は低下しています。(平成30年度:67.4%、令和5年度:62.4%)

一方、「毎日が充実していて楽しい」「自分のことを理解してくれる人がある」「自分という存在を大切に思える」などの関連項目で、肯定的な回答の割合は高くなっています。

図 1 子どもの自己肯定感等(n=1,679 人)



¹¹ 【子どもの権利に関する現状】以降の各調査結果について、回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で表示しています。また、集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

¹² 【子どもに関する実態・意識調査】調査方法や回答数等については、参考資料に掲載しています。

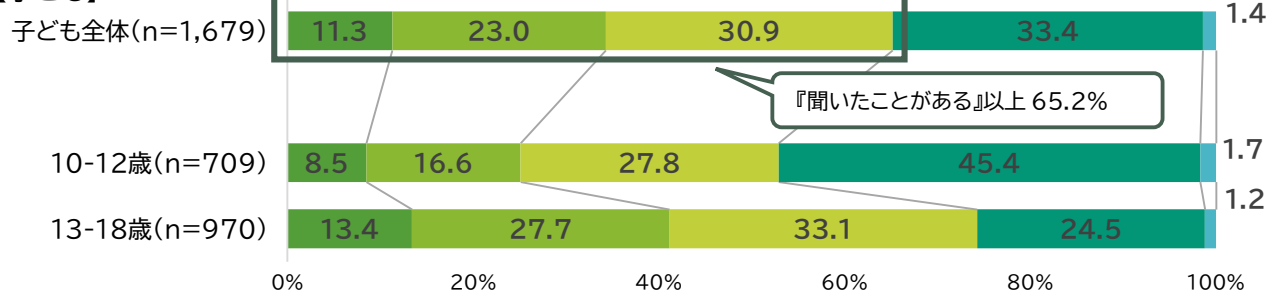
■子どもの権利の普及・啓発

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利の認知度(「聞いたことがある」以上)は、子どもは上昇し、大人は減少しています。(平成30年度:子ども 61.4%、大人 61.0%、令和5年度:子ども 65.2%、大人 54.4%)

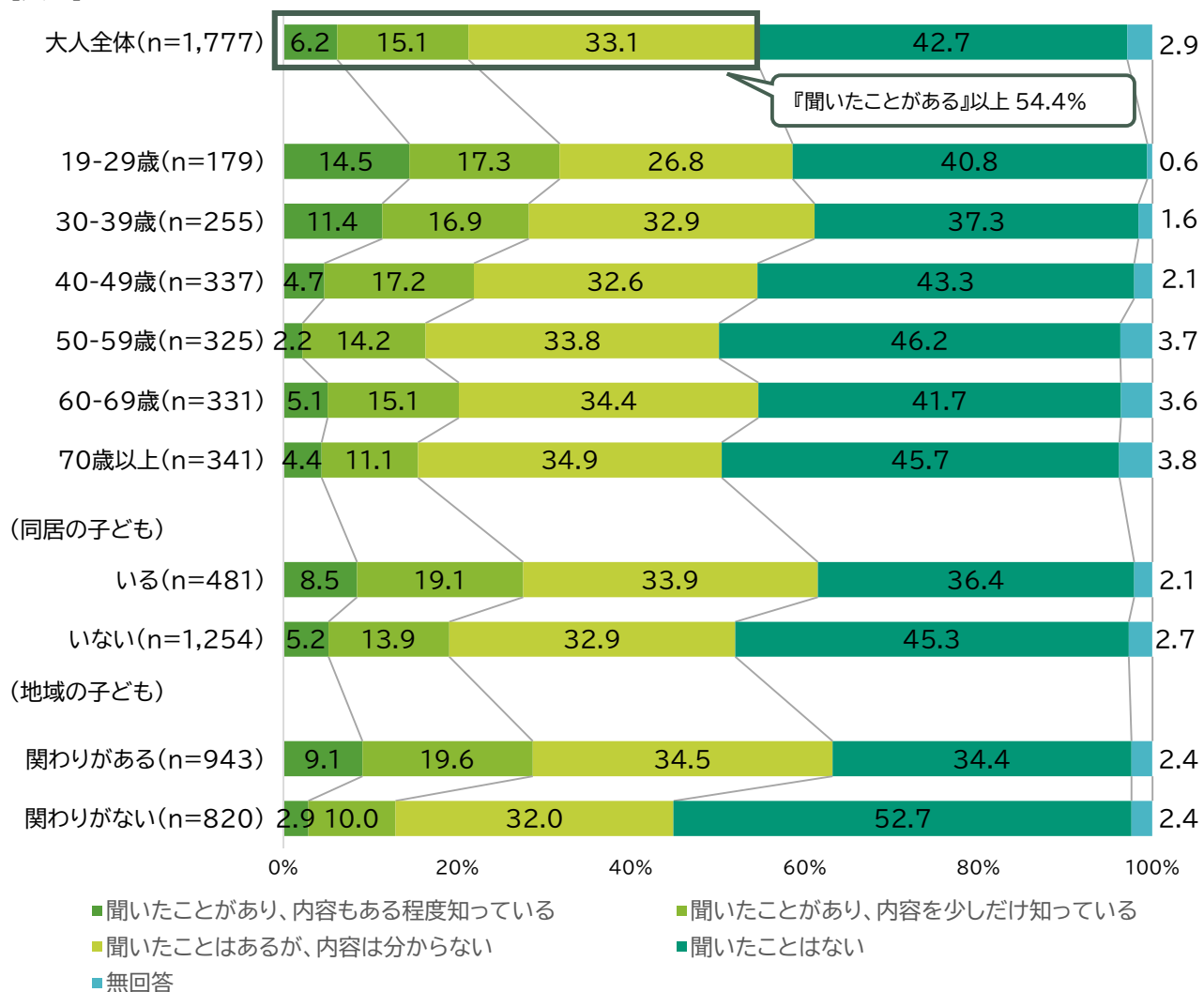
子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は年代別では19-20代、30代の若年層が、状況別では同居する子どもがいる、地域の子どもの関わりがある人の認知度が高く、特に、地域と関わりの有無による認知度の差が顕著となっています。

図2 子どもの権利の認知度

【子ども】



【大人】



■子どもの権利の保障

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばい、大人は低下しています。(平成30年度:子ども63.8%、大人49.2%、令和5年度:子ども63.8%、大人37.6%)

より大切にしてほしい権利として、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰などから守られること」は子ども・大人ともに回答が多く、「安心して暮らせる社会」と「権利侵害からの救済」の必要性がうかがえます。

「学び、遊び、休息すること」「プライバシーが守られること」「仲間をつくり、集まること」は子どもと大人で回答に違いが見られ、子どもはひとりの人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向がうかがえます。

図3 子どもの権利が大切にされているまちだと思うか

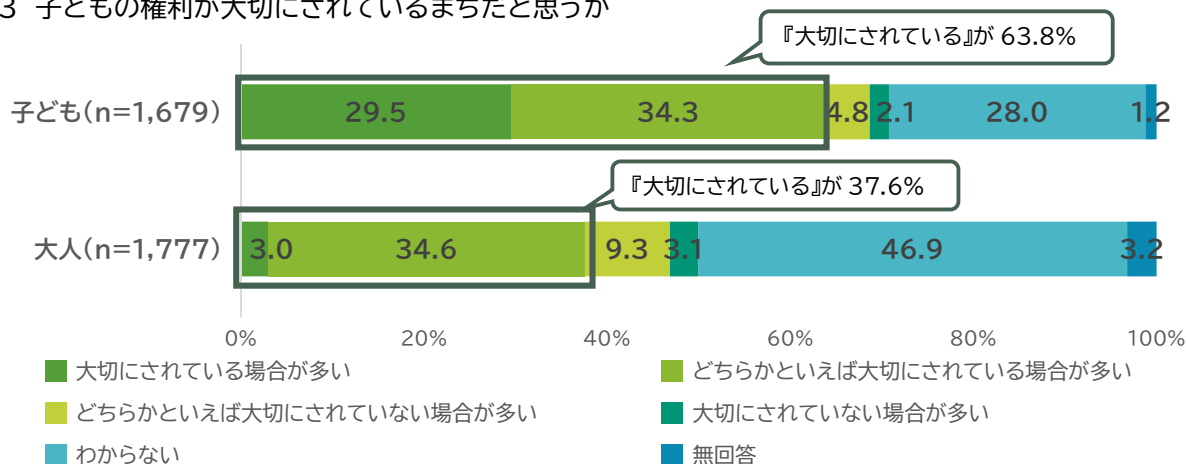
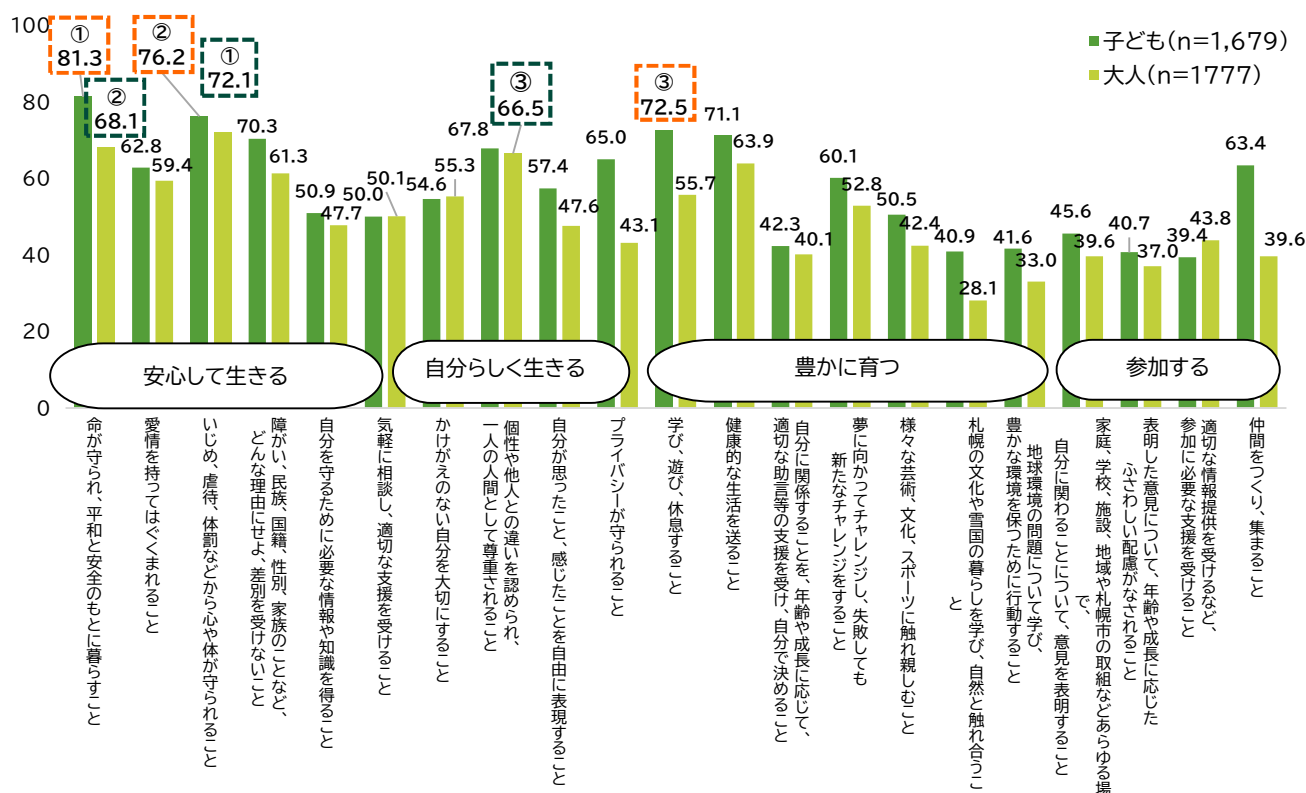


図4 【子ども】大切にしてほしい権利(複数回答) 【大人】大切にしていける必要がある権利



■子どもの参加・体験機会・意見表明

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会と比べると、職業体験や社会体験、まちづくりやボランティア活動の機会、気軽に過ごせる居場所は「十分ではない」の割合が高い傾向があります。

また、意見表明の機会では、家庭や学校における意見表明の機会は比較的ありますが、地域や札幌市政については、「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高くなっています。

図 5 子どもを対象とした参加の取組や環境について

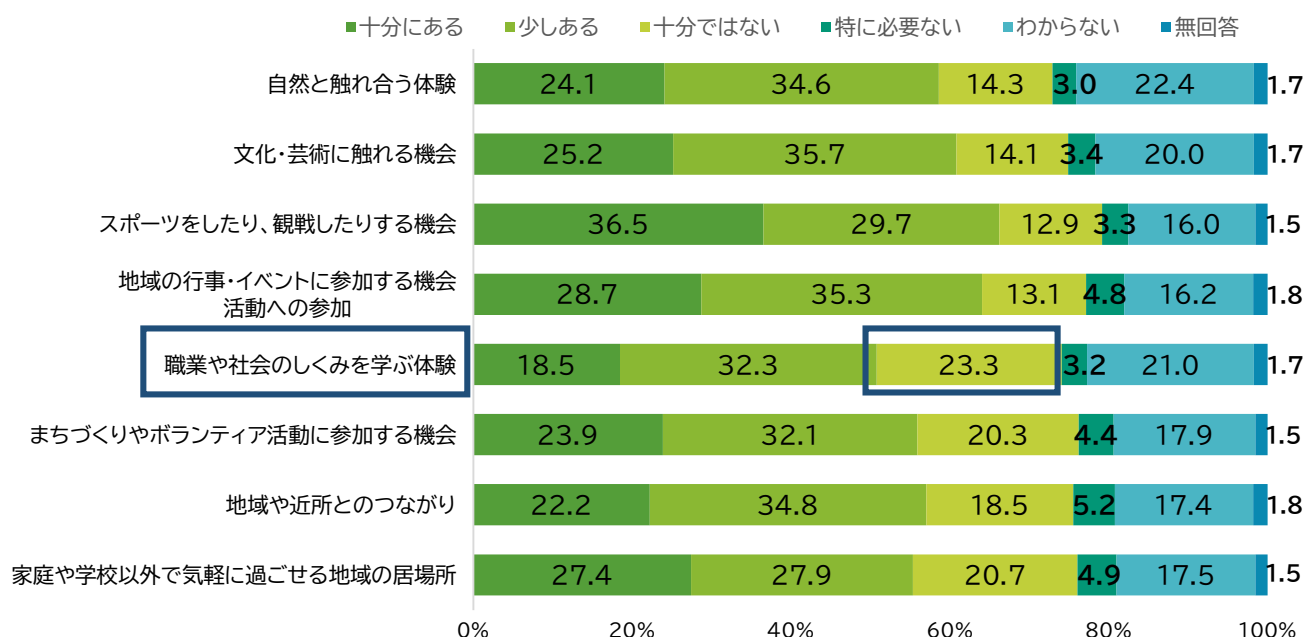
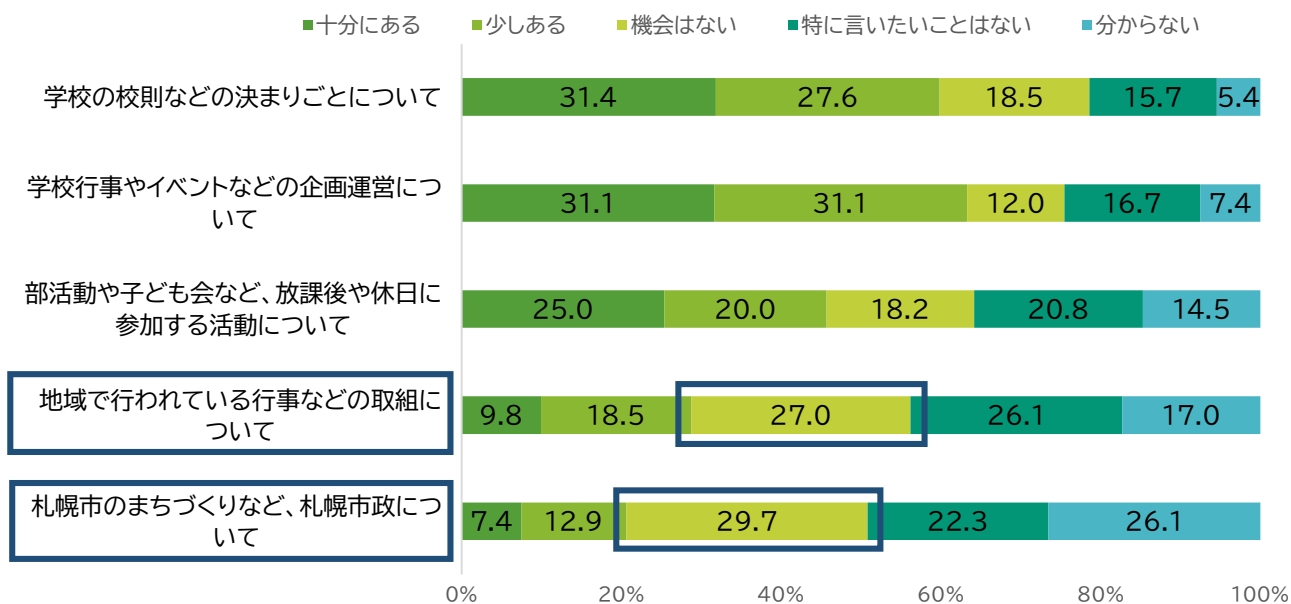


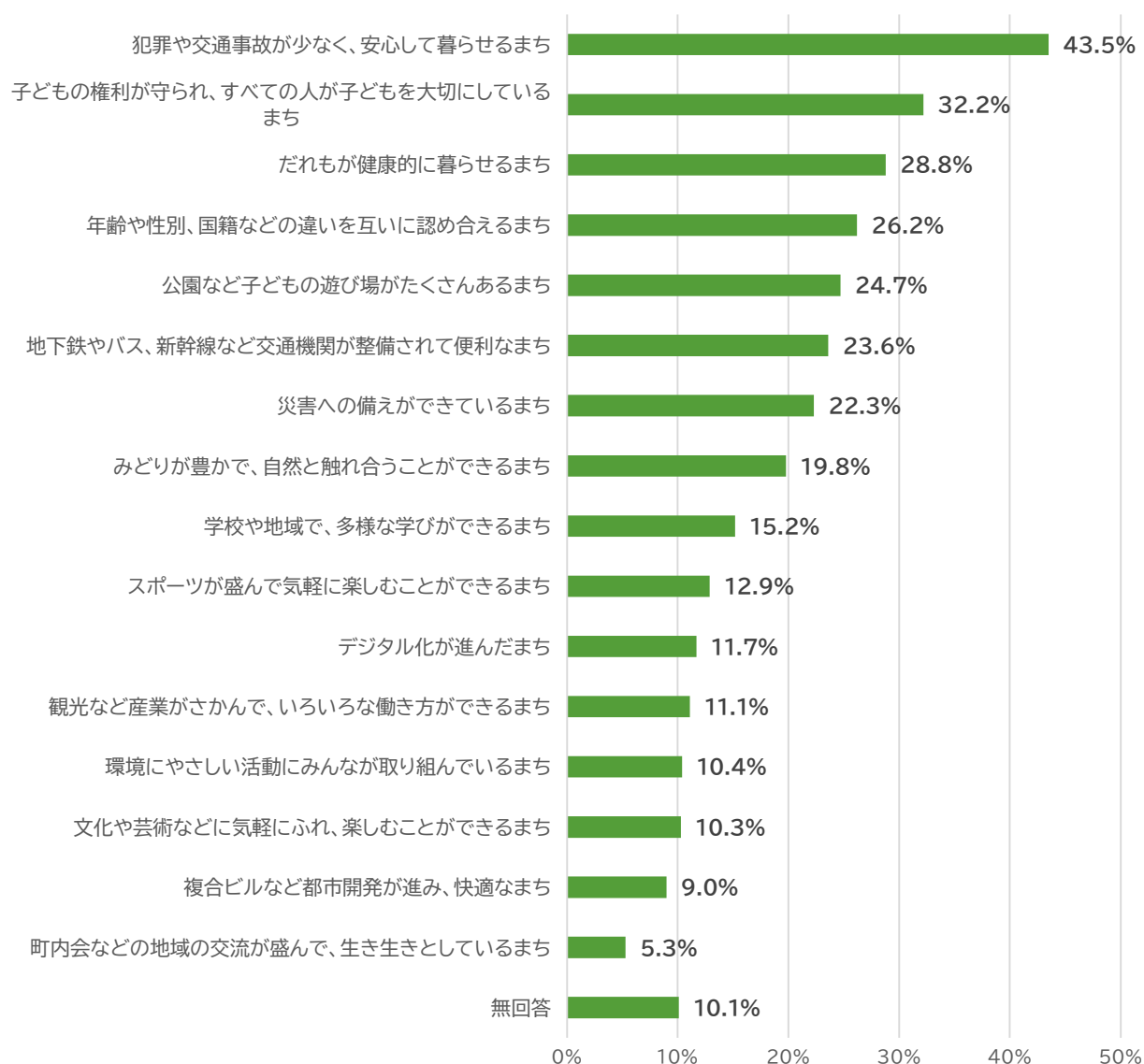
図 6 自分の考えや思いを伝える機会はあるか



■ 子どもが希望する札幌市の将来像

札幌市がどのようなまちになってほしいかについて、「犯罪や交通事故が少なく、安心して暮らせるまち」「子ども・若者の権利が守られ、すべての人が子ども・若者を大切にしているまち」「だれもが健康的に暮らせるまち」「年齢や性別、国籍などの違いを互いに認め合えるまち」が続いており、犯罪等を軽減させる取組を推進し、健やかに安心して暮らせるまちにすることに加え、子ども自身からも、子どもの権利が尊重される「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

図7 札幌市がどのようなまちになってほしいか(n=1,679)



■子どもの悩みや困りごとの相談相手

大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生など身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数います。

悩みを相談しようと思わない理由としては、「相談しても状況が変わらない」、「悩みを理解してもらえない」の回答割合が高くなっています。

図8 悩みごとの相談相手(n=1,679)

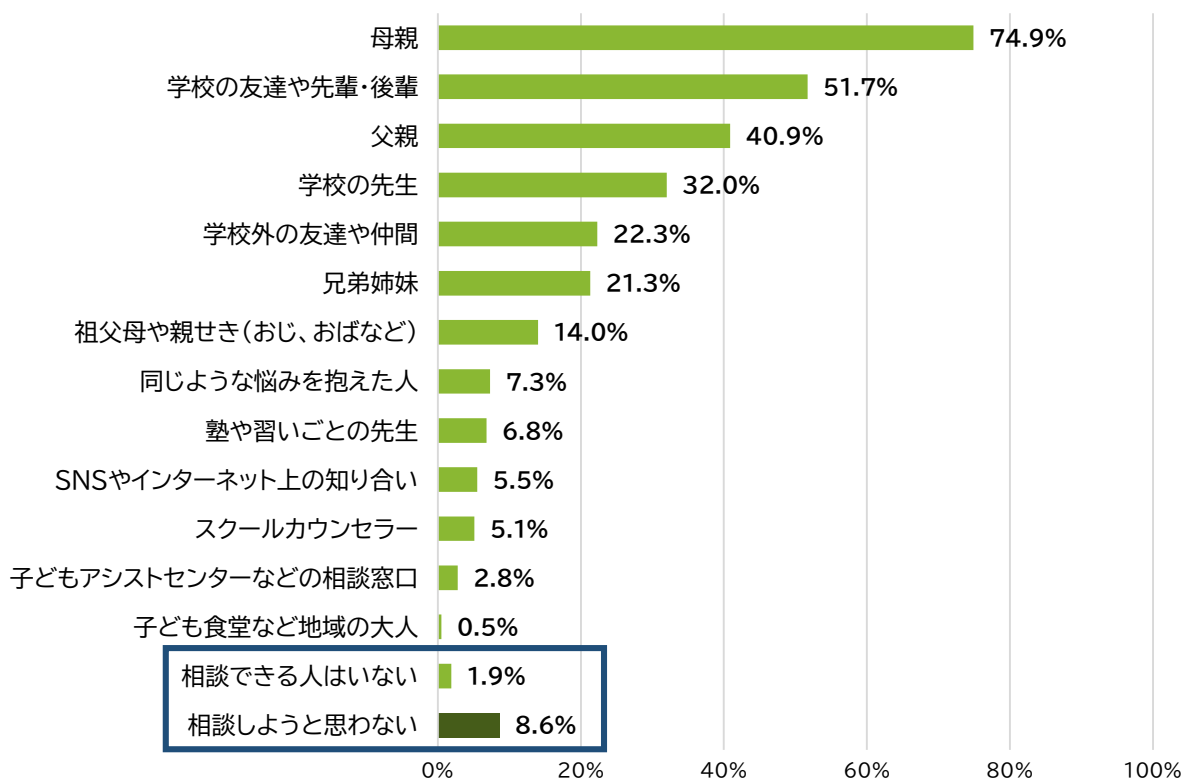
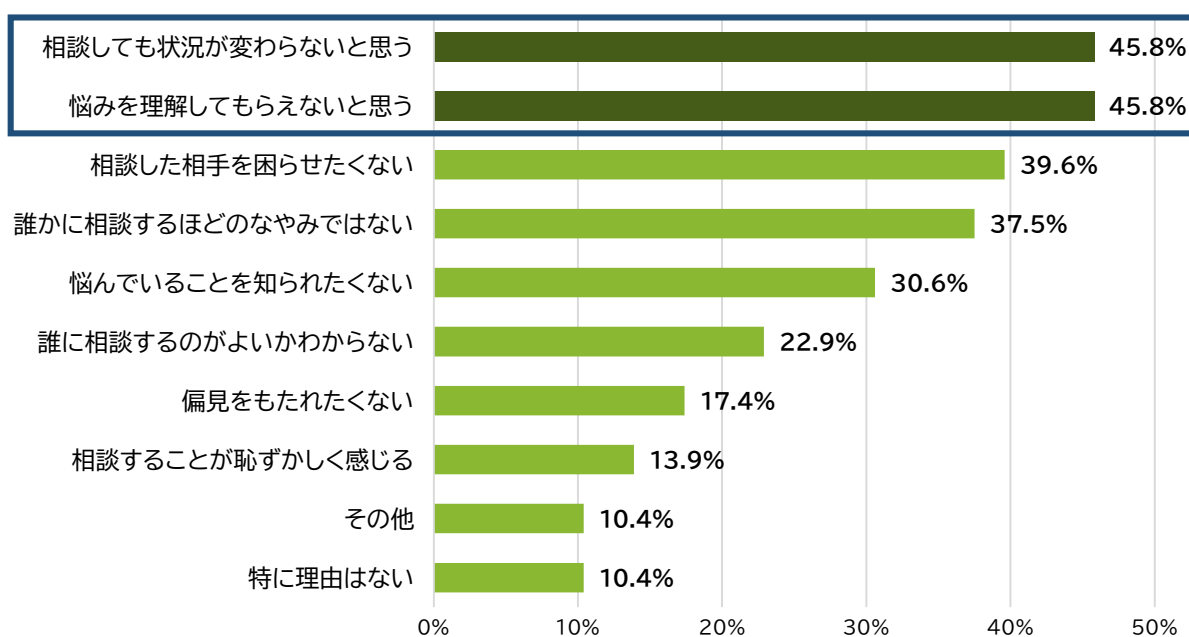


図9 相談しようと思わない理由(n=144)



■子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)

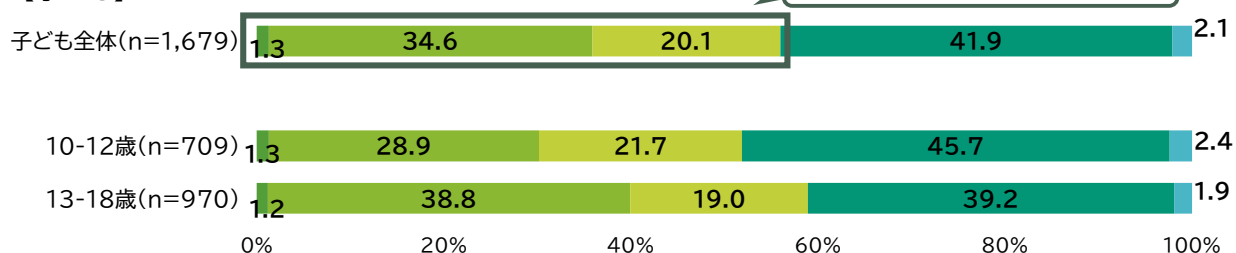
令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、子ども・大人ともに低下しています。(平成30年度:子ども62.1%、大人33.8%、令和5年度:子ども56.0%、大人27.6%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は、同居の子どもがいる、又は地域の子どもの関わりがある場合に比較的認知度が高くなっています。

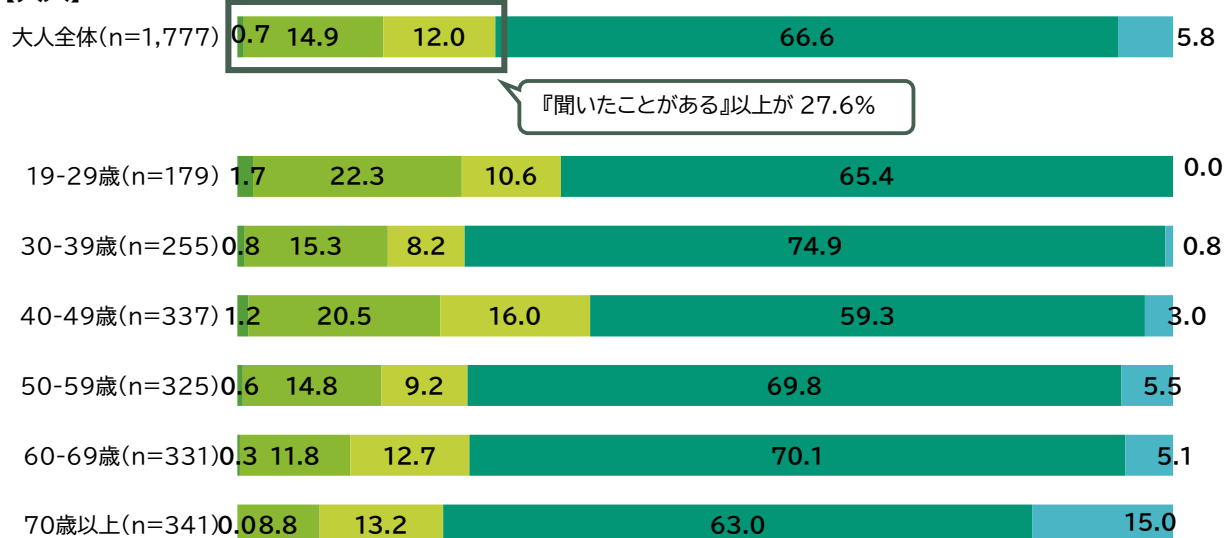
相談件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、特に LINE での相談が大きく増加しています。相談内容については、子どもからは友人関係や精神不安に関して、大人からは親子・兄弟関係や養育・しつけやいじめに関しての相談が多く寄せられています。

図10 子どもアシストセンターの認知度

【子ども】



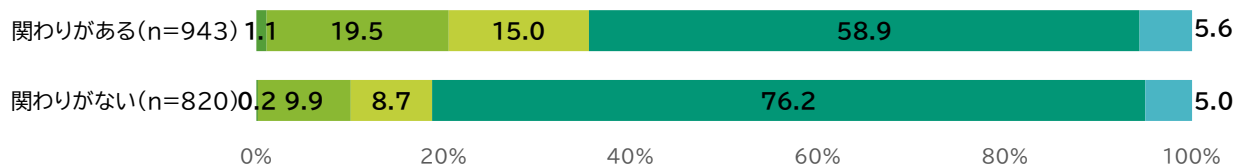
【大人】



(同居の子ども)



(地域の子ども)



■利用したことがある ■知っているが利用したことはない ■名前だけ聞いたことがある ■知らない ■無回答

表 1 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	LINE	電 話	Eメール	面 談	その他	合 計
令和元年度	498 件	1,500 件	867 件	196 件	1 件	3,062 件
令和2年度	813 件	1,516 件	770 件	128 件	3 件	3,230 件
令和3年度	736 件	1,464 件	537 件	140 件	9 件	2,886 件
令和4年度	1,144 件	1,105 件	379 件	72 件	5 件	2,705 件
令和5年度	1,692 件	1,125 件	317 件	98 件	6 件	3,238 件

出典元：札幌市子ども未来局

表 2 主な相談内容

令和5年度相談件数:延べ件数 3,238 件(実件数 1,144 件)

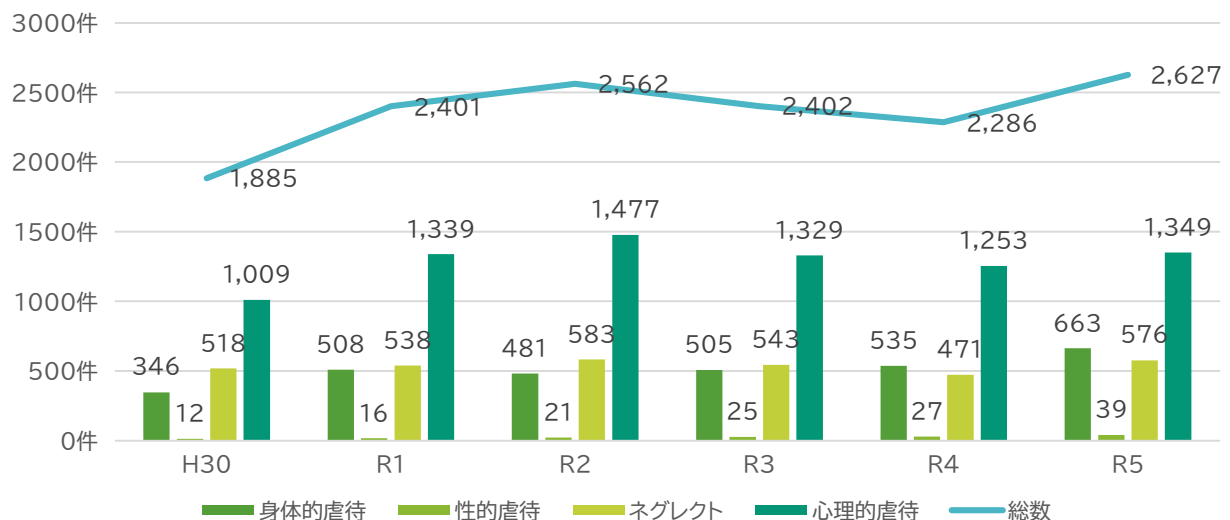
	子どもからの相談 2,311 件	大人からの相談 927 件
① 友人関係	489件(21.2%)	親子・兄弟関係 85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	養育・しつけ 74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	いじめ 74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	子どもと教師の関係 69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	不登校 66件(7.1%)

出典元：札幌市子ども未来局

■児童相談所における相談業務の状況

札幌市児童相談所における児童虐待認定件数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。令和5年度(2023年度)は増加傾向に転じています。また、虐待の内容別では、心理的虐待が最も多くなっており、全ての年度において全体の5割以上となっています。

図11 児童虐待認定件数の推移



出典元：札幌市子ども未来局

4 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性

前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、札幌市における子ども・若者施策の課題及び推進に関する方向性について、以下のとおり整理しました。

（方向性 1）子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも子どもと関わりのない大人の認知度が低い傾向にあります。また、子どもがより大切にしたい権利について、安心して生きること、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向があります。加えて、札幌市に求める将来像として、「子どもの権利が守られ、全ての人子どもを大切にしているまち」を求めていることから、こどもまんなか社会に向け、子どもの権利の認識を広げていくためには、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。（図2、4、7）
- 子どもが様々な遊びや体験をし、経験や成功体験を積み重ねていくことができるよう、遊びの機会や、職業体験・社会体験などの多様な体験機会や、地域・札幌市政等における子どもの主体的な参加機会の充実が求められています。（図 5）
- 子どもが地域や市政について意見を言う機会が少ない傾向が見られることから、インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取り組みを進めるとともに、子ども・若者の意見を市政に反映していく取組の促進が必要です。（図6）
- 多くの子ども・若者が悩みや困りごとを相談している一方、相談しようと思わない、又は相談者がいない子ども・若者が一定数いることから、子ども・若者の困難な状況に周囲の大人が気づき、その思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています。（図 8、9）
- いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方で、子どもを権利侵害から迅速かつ適切に救済するための機関である「子どもアシストセンター」の認知度は低下していることから、当該機関を周知する取り組みを進めるとともに、他の相談機関と相互に連携して適切に対応するなどの権利救済体制の強化が必要です。（図 10、11）

(方向性2) 困難な状況にある子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校児童数及び生徒数については小学校、中学校ともに年々増加しており、いじめの認知件数も増加傾向にある状況のため、子どもの困難な状況への大人の気づきや支援、未然に防ぐ取組などが求められます。
- 児童虐待認定件数は令和2年度以降低下傾向でしたが、令和5年度は増加しています。また、児童福祉施設¹³への措置児童数が減少傾向にある一方、里親¹⁴等への措置児童数は増加傾向にあり、児童虐待の防止対策と社会的養護の推進に向けた取り組みを進める必要があります。
- 「ヤングケアラーに関する実態調査」では、中学生では4.3%、高校生では4.1%が、自分がお世話をしている家族が「いる」(≡ヤングケアラーである)と回答していることから、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、子ども自身にヤングケアラーの周知・広報を行うとともに、子どもや家庭と関わる周囲の大人に対する理解促進の取組や相談体制の充実が求められます。

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後のより一層の子どもの権利の保障のために、施策の推進を図っていきます。

¹³ 【児童福祉施設】児童福祉法第7条では「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする」と定義されている。

¹⁴ 【里親】保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(＝要保護児童)の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。児童福祉法第6条の4により規定。

コラム 子どもが考える未来のさっぽろ

【さっぽろティーンズ委員会】

子どもにやさしいまちづくりを進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えるとともに、子ども・若者の意見を反映していくことが大切です。本計画の策定に当たり、子どもにやさしいまちはどのようなまちか、そのためにはどうしていくべきか、公募で選ばれた中高生からなる「さっぽろティーンズ委員会」に考えてもらいました。

検討に当たっては、市内の子どもから提案・意見募集ハガキ¹⁵で募集した「子どもにやさしいまち」の意見に加え、他都市の子どもたちとの意見交換も参考にし、意見をまとめました。

ア 概要

「子どもにやさしいまち」について考え、話し合った結果をまとめました。話し合いに当たっては、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」等で提案された「子どもにやさしいまち」の意見も取り入れ、検討を進めました。

考えた内容は、令和6年10月13日(日)に東京都で開催された、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」で発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちとの意見交換を踏まえ、最終的な子どもが考える「子どもにやさしいまち」の提言をまとめました。

イ 参加者

市内の中学生から高校生:6名

ウ 活動内容

○私が考える「子どもにやさしいまち」の検討(全5回)

「子どもにやさしいまち」がどんなまちか考え、話し合った結果をまとめ、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」での発表資料を作成しました。このほか、シンポジウムで放映する札幌市の紹介動画も作成しました。



○こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の参加

10月12日(土)～13日(日)東京都で開催されたこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に、札幌代表として参加しました。ユニセフハウスを見学したほか、シンポジウムでは「子どもにやさしいまち」を発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちと意見交換を行いました。



○子どもが考える「子どもにやさしいまち」まとめ

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の意見交換を踏まえ、改めて子どもが考える「子どもにやさしいまち」をまとめました。

¹⁵ 【子どもからの提案・意見募集ハガキ】市政テーマについて返信ハガキ又はウェブで意見を提出する取組。詳細については参考資料に掲載。

子どもが考える子どもにやさしいまち

子どもが権利を自覚し、守られるまち

子どもが「自由に意見を発信できる」「その意見を大人が受け止めてくれる」環境をつくるのが大切。そのためには子ども自身が意見を発信する権利があると自覚し、周りもその権利を認めることが必要になる。

まずは、「大人が聞いてくれる」と感じられる環境を目指すことで、子どもが自信をもって自分の意見を発信することにつながる。

こころとからだを守られるまち

子どものこころやからだを守るために重要なことは、大人や地域が配慮をすること。通学路の見守りなど子どもの安全のサポートや、子どもが「自分のありのままの姿を受け入れてもらえる」と感じられるよう、子どもが話しやすい環境づくりが大事。

子どものコミュニケーション力を上げるためにも、大人と子どもが交流できる機会を増やすといい。

安心・安全なまち

子どもにやさしいまちには、「安心・安全なまち」であることが柱となり、一番大切であると考えました。



子どもが安心して過ごすことができるまち

子どもは居場所が各々にあることで安心することができる。居場所の重要性を理解し、子どもが実際に行ってみることができるよう、行きやすい環境づくりも大切。

全ての子どもが安心できる居場所を見つけ、心から楽しいと感じて生活することができるよう、一人も取りこぼさないまちを目指せるといい。

夢や将来を自由に選べるまち

子どもが夢や希望を持つことは、子どもの幸せや自信・自己肯定感アップにつながる、なくてはならないもの。そのため、成功体験や成長につなげられるよう、子どもや大人が学び、経験できる場所を作り、広めていくことが大切。

また、頑張る子どもが安心して挑戦できるよう、夢や目標に肯定的な考え方を広めることも大切。

●更に、他都市との交流を受けて・・・

意見を述べ、反映されるまち

自分の意見に共感してもらうことで、安心して意見を述べることができる。更に、子どもの意見を反映するように努めることで、もっと意見を言いやすい雰囲気を作る。子どもがまちづくりについて提案し、いつでも子どもの意見を聞くことができるような環境づくりが重要。

環境にやさしいまち

子どもが主体となった取組や企業と連携した取組で環境にやさしいまちづくりを進めていくことも大切。更に企業等が行うアップサイクル¹⁶などの活動を広報していくことで、サーキュラーエコノミー（循環経済）¹⁷を目指していけるといい。

¹⁶ 【アップサイクル】捨てられるはずの廃棄物を再利用して、元の製品よりも付加価値の高い製品を生み出すこと。

¹⁷ 【サーキュラーエコノミー（循環経済）】従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

前計画では、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とし、計画を推進してきました。

本計画では、この理念を引継ぎ、子どもだけではなく若者が射程に入ることを明確にするため「若者」の表現を加え、「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とします。

基本理念の礎としているこの権利条例の前文には、子どもは誰もがかけがえない存在で生まれながらにして「権利の主体」であり、大人は、「子どもの最善の利益」を考慮したうえで、子どもとともに考え、支援していく責務があると述べられています。また、子どもの権利の保障を進めることにより、子どもが、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育つ環境が整えられること、子どもにかかわる取組全般に子どもの視点を取り入れること、そして、子どものまちづくりへの参加を積極的に進めることなどにより、子どものみならず、全ての人にやさしいまちづくりが進められることが表されています。

また、令和5年(2023年)12月に発出されたこども大綱では、「こどもまんなか社会」(全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会)を目指しており、この社会の実現は、「子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」としています。

全ての人の幸福が高まることにつながる「こどもまんなか社会」は、札幌市が目指す子どもと若者が輝き、全ての市民を笑顔で結ぶ、全ての人にやさしいまちと同じであり、これを推進するため、子どもの権利保障に関する施策を展開していきます。

2 基本的な方針

基本理念に基づき、各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき4つの「基本的な方針」について、次のとおり定めます。

《方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

《方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり》

貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

《方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える》

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

《方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える》

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

3 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括及び実態・意識調査を踏まえた子ども・若者を取り巻く状況や課題を考慮の上、基本理念を実現するため、次の目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実》

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

《基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実》

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、子どもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

4 成果指標等

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、成果指標を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します。

(1)成果指標

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	70.0%
	大人	37.6%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子どもの割合		69.0%	75.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1%	96.0%

(2)活動指標

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
子どもの権利についての認知度	子ども	65.2%	75.0%
	大人	54.4%	75.0%
市政への子どもの参加の取組の実施件数		38件	90件
子どもコーディネーター ¹⁸ が新たに支援・見守りを行った子どもの総数		253人	1,270人

※活動指標の目標値は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(計画期間:令和5年度～令和9年度)を踏まえ、令和9年度までの指標を設定している。なお、毎年度、計画の進行管理をする中で、令和10年度以降の指標の再設定等の検討を行うこととする。

¹⁸ 【子どもコーディネーター】児童会館など地域の子どもの居場所を巡回して、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーター。